

陸前高田市通学路安全推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「陸前高田市通学路安全推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、通学路の交通安全の確保に関する諸問題を協議するとともに、通学路の安全対策を推進し、児童生徒が安心して通学できる環境づくりを実現することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所大船渡維持出張所長
- (2) 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長
- (3) 大船渡警察署交通課長
- (4) 気仙地区交通安全協会陸前高田地区分会連合会会長
- (5) 陸前高田市 PTA 連合会（担当者1名）
- (6) 陸前高田市校長会（担当者1名）
- (7) 陸前高田市副校長会（担当者1名）
- (8) 陸前高田市建設課長
- (9) 陸前高田市地域福祉課長
- (10) 陸前高田市教育委員会事務局学校教育課長

(事業)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 通学路交通安全プログラムの策定及び見直し
- (2) 通学路の交通安全に関する協議
- (3) 通学路の交通安全に関する合同点検

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。
- 4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、陸前高田市教育委員会事務局学校教育課が処理する。

(雑則)

第8条 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(規約改正)

第9条 本規約は、本協議会において協議会員の出席者の過半数以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この規約は、平成27年6月29日から適用する。

一部改正 平成28年5月12日 (第3条(8)(9)、第9条追加)